

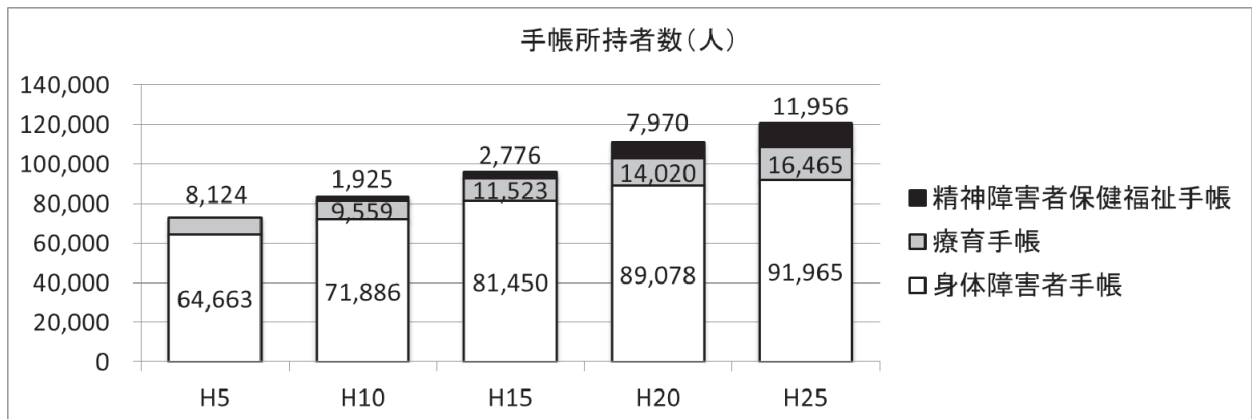
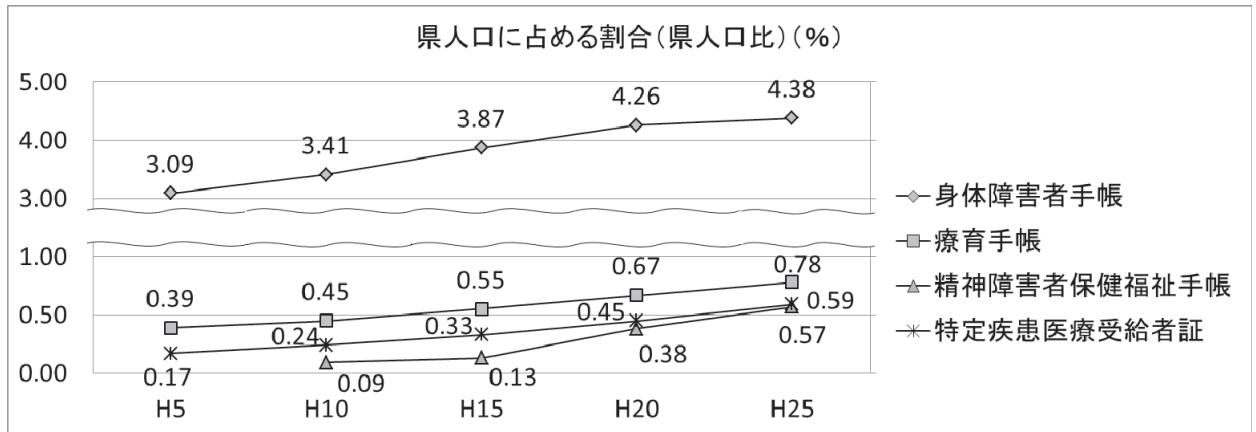
## **第2章 障がい者及び障がい者を取り巻く施策の動向**

## 第2章 障がい者及び障がい者を取り巻く施策の動向

### 1 障がい者の動向

平成25年度末現在で、県内の手帳所持者は、身体(身体障害者手帳)91,965人、知的(療育手帳)16,465人、精神(精神障害者保健福祉手帳)11,956人、合計120,386人となっています。また、難病患者のうち、特定疾患医療受給者証交付者数は12,414人となっています。

平成5年度末現在(精神は平成10年度末現在)と比べて、身体(42.2%増)、知的(102.7%増)、精神(521%増)とすべての障がいにおいて手帳所持者が増加しており、県人口に占める割合(県人口比)も年々増加の傾向にあります。



(単位:人、%、各年度末現在)

	H5		H10		H15		H20		H25	
	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比
手帳所持者(合計)	72,787	3.48	83,370	3.95	95,749	4.55	111,068	5.31	120,386	5.73
身体障害者手帳	64,663	3.09	71,886	3.41	81,450	3.87	89,078	4.26	91,965	4.38
療育手帳	8,124	0.39	9,559	0.45	11,523	0.55	14,020	0.67	16,465	0.78
精神障害者保健福祉手帳	手帳制度は平成7年から		1,925	0.09	2,776	0.13	7,970	0.38	11,956	0.57
特定疾患医療受給者証交付者	3,539	0.17	5,075	0.24	6,898	0.33	9,315	0.45	12,414	0.59

※県人口比は住民基本台帳人口による(H25のみ平成26年1月1日現在の人口から算出)。

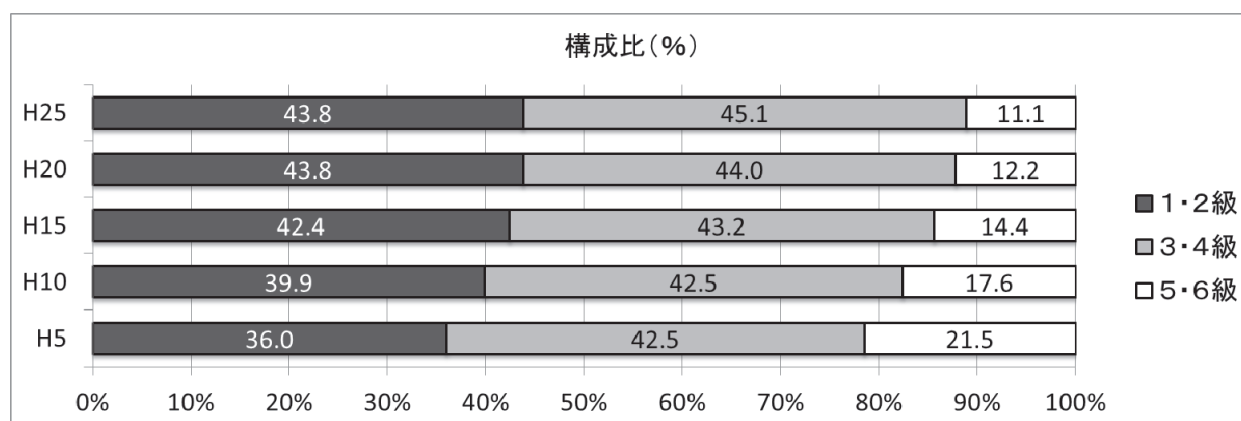
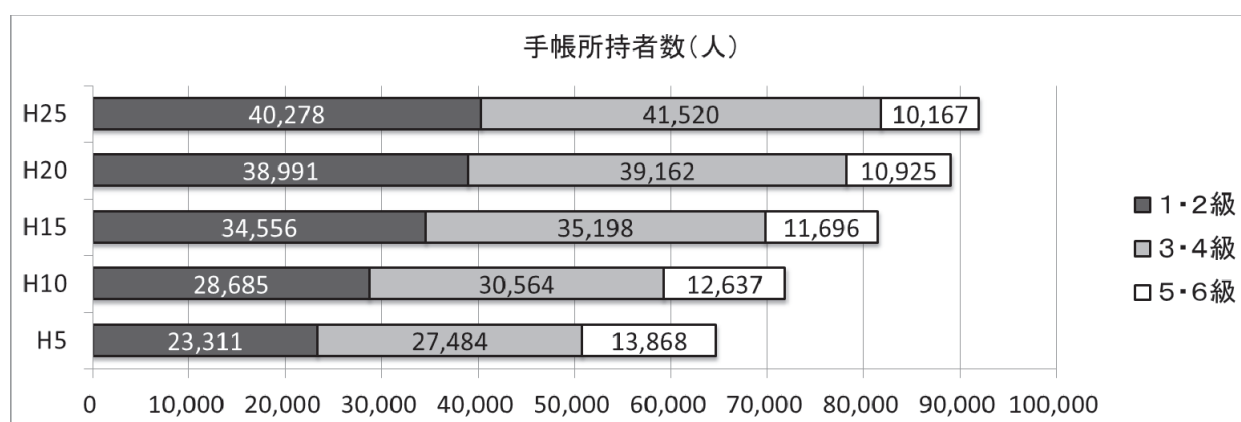
## (1) 身体障がい者

### ① 障害等級別

障害等級別に見ると、3・4級の中度障がい者が41,520人(構成比45.1%)と最も多く、次いで1・2級の重度障がい者が40,278人(同43.8%)、5・6級の軽度障がい者が10,167人(同11.1%)となっています。

平成5年度から平成25年度までの等級別の構成比の推移を見ると、重度障がい者及び中度障がい者の構成比が増加しているのに対し、軽度障がい者の構成比が減少しており、障がいの重度化がうかがえます。

### 障害等級別の推移 (H5～H25年度)



(単位:人、%、各年度末現在)

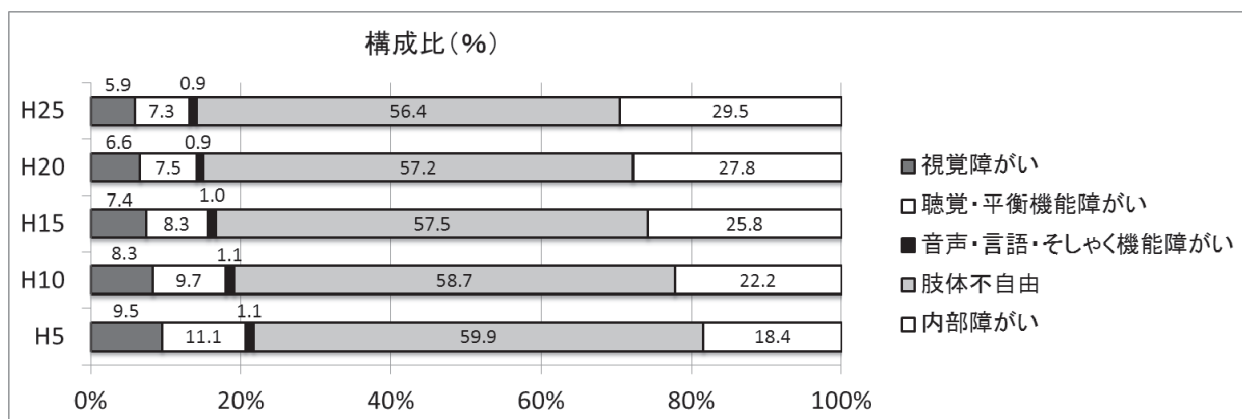
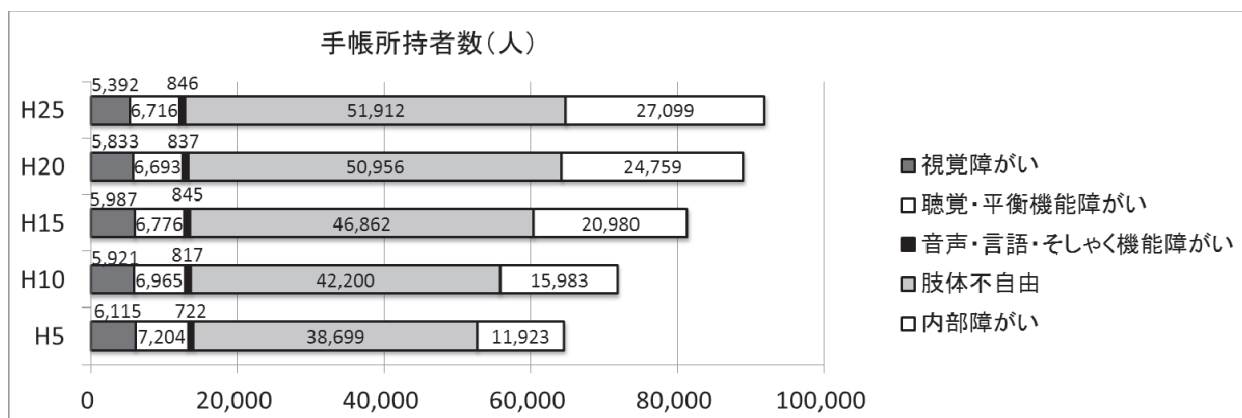
	H5		H10		H15		H20		H25	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
1・2級(重度障がい者)	23,311	36.0	28,685	39.9	34,556	42.4	38,991	43.8	40,278	43.8
3・4級(中度障がい者)	27,484	42.5	30,564	42.5	35,198	43.2	39,162	44.0	41,520	45.1
5・6級(軽度障がい者)	13,868	21.5	12,637	17.6	11,696	14.4	10,925	12.2	10,167	11.1
合計	64,663	100.0	71,886	100.0	81,450	100.0	89,078	100.0	91,965	100.0

② 障がい部位別

障がい部位別に見ると、「肢体不自由」が51,912人(構成比56.4%)と最も多く、全体の半数以上を占めています。次いで「内部障がい」が27,099人(同29.5%)と多く、全体の約3割を占めています。

平成5年度から平成25年度までの部位別の構成比の推移を見ると、「内部障がい」が18.4%から29.5%と大幅に増加しているのに対し、その他の障がいの構成比は減少しており、「視覚障がい」及び「聴覚・平衡機能障がい」については、人数そのものが減少しています。

障がい部位別の推移 (H5～H25年度)



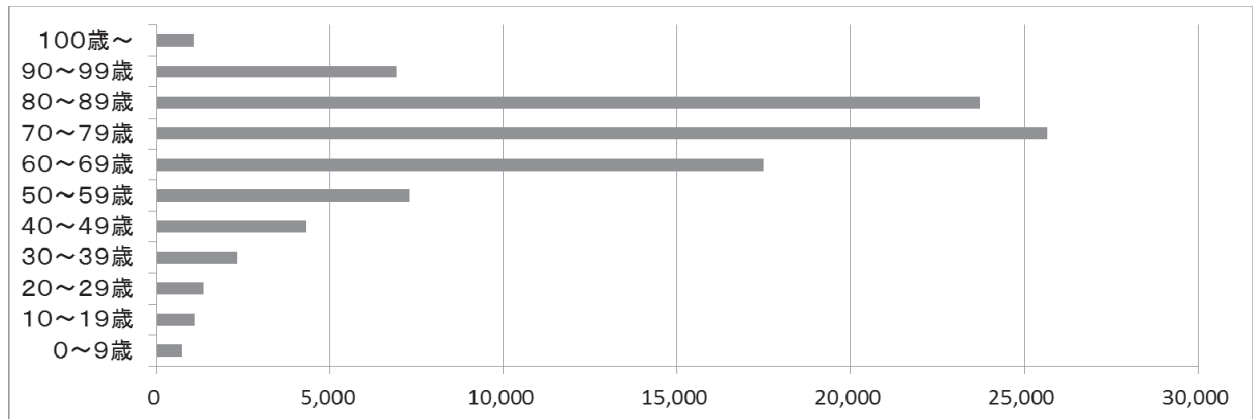
(単位:人、%、各年度末現在)

	H5		H10		H15		H20		H25	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
視覚障がい	6,115	9.5	5,921	8.3	5,987	7.4	5,833	6.6	5,392	5.9
聴覚・平衡機能障がい	7,204	11.1	6,965	9.7	6,776	8.3	6,693	7.5	6,716	7.3
音声・言語・そしゃく機能障がい	722	1.1	817	1.1	845	1.0	837	0.9	846	0.9
肢体不自由	38,699	59.9	42,200	58.7	46,862	57.5	50,956	57.2	51,912	56.4
内部障がい	11,923	18.4	15,983	22.2	20,980	25.8	24,759	27.8	27,099	29.5
合計	64,663	100.0	71,886	100.0	81,450	100.0	89,078	100.0	91,965	100.0

③ 年齢階層別

年齢階層別に見ると、70歳代が最も多く、次いで80歳代、60歳代の順となっており、身体障がい者は高齢者が大半を占めていることがうかがえます。

身体障害者手帳所持者の年齢別分布（平成26年3月末現在、人）



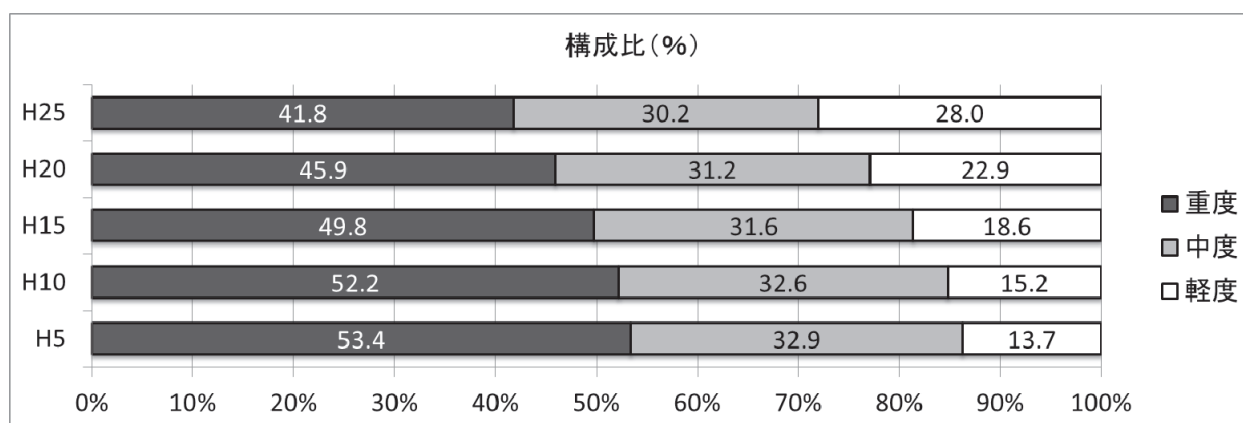
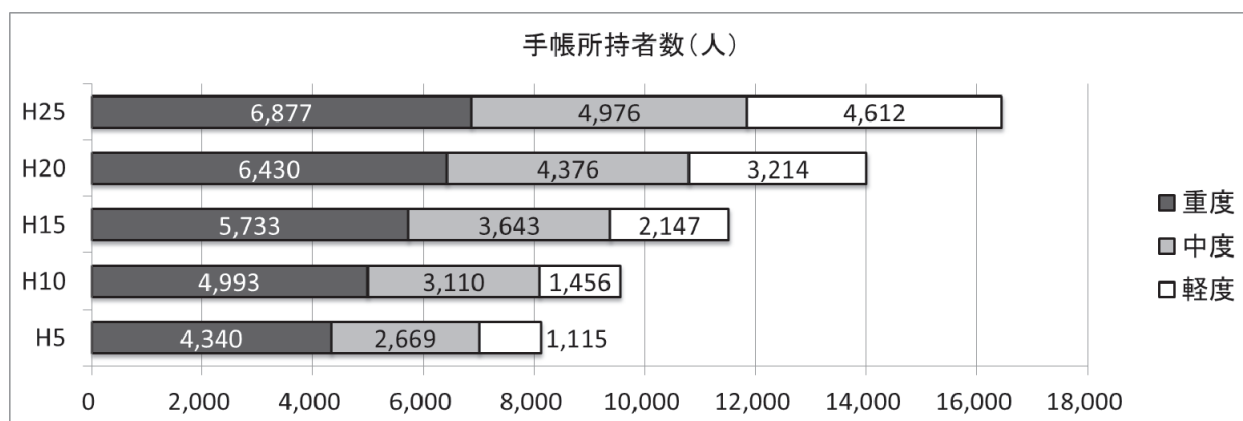
## (2) 知的障がい者

### ① 障害程度別

障害程度別に見ると、重度(A、A1、A2)が6,877人(構成比41.8%)と約4割を占めて最も多く、次いで中度(B1)が4,976人(同30.2%)、軽度(B2)が4,612人(同28.0%)となっています。

平成5年度から平成25年度までの障害程度別の構成比の推移を見ると、特に軽度(B2)が増加傾向にあります。

障害程度別の推移 (H5～H25年度)



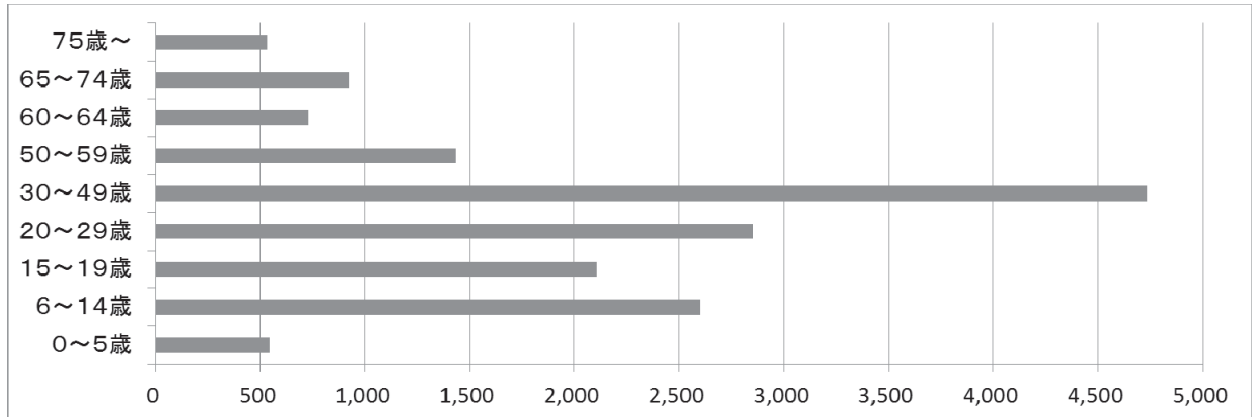
(単位:人、%、各年度末現在)

	H5		H10		H15		H20		H25	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
重度(A,A1,A2)	4,340	53.4	4,993	52.2	5,733	49.8	6,430	45.9	6,877	41.8
中度(B1)	2,669	32.9	3,110	32.6	3,643	31.6	4,376	31.2	4,976	30.2
軽度(B2)	1,115	13.7	1,456	15.2	2,147	18.6	3,214	22.9	4,612	28.0
合計	8,124	100.0	9,559	100.0	11,523	100.0	14,020	100.0	16,465	100.0

② 年齢階層別

年齢階層別に見ると、身体障がい者とは異なり、10歳代から50歳代までまんべんなく分布していることがうかがえます。

療育手帳所持者の年齢別分布（平成26年3月末現在、人）



（※なお、療育手帳所持数については、統計の都合上、年齢分布が均一となっております。）

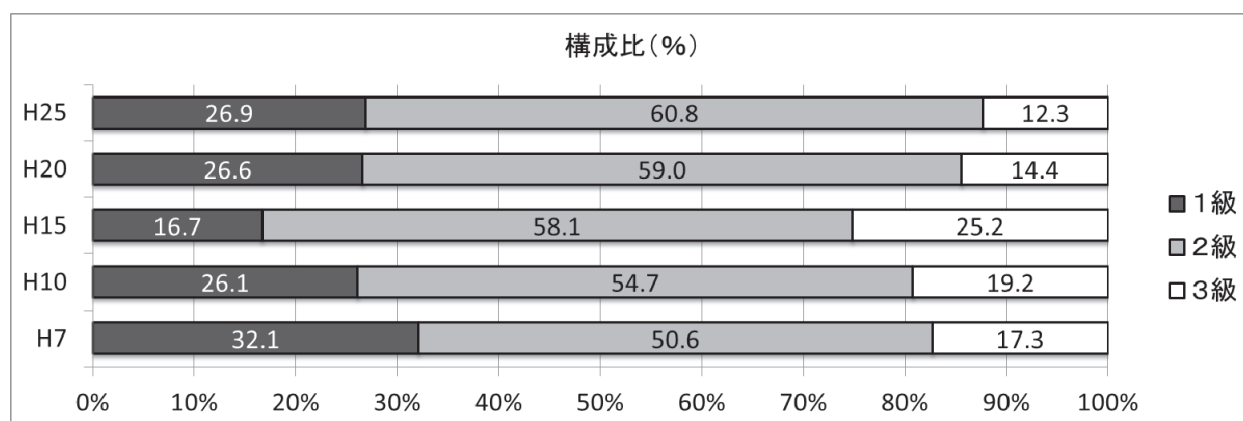
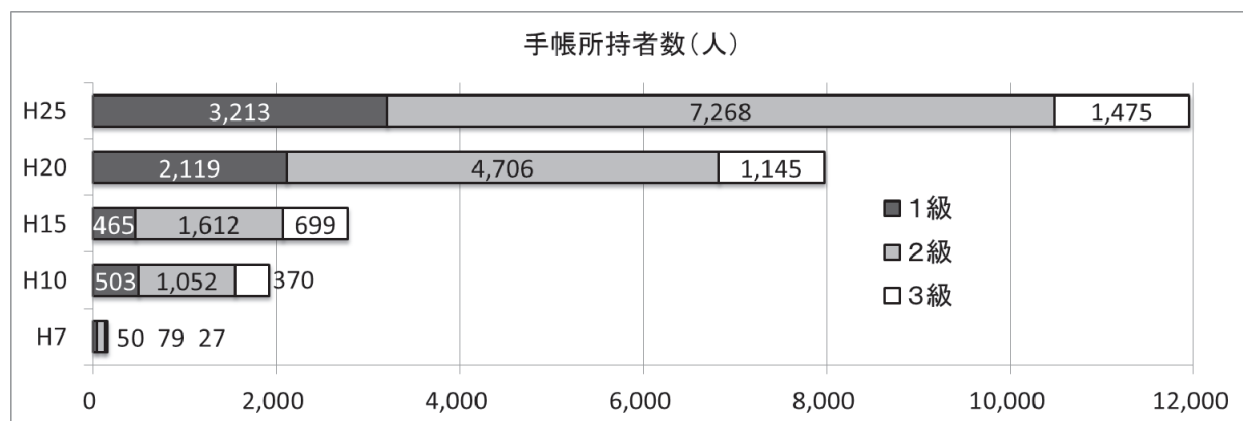
### (3) 精神障がい者

#### ① 障害等級別

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別に見ると、2級が7,268人(構成比60.8%)と最も多く、次いで1級が3,213人(同26.9%)、3級が1,475人(同12.3%)となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成7年の制度開始以来、年々増加していますが、特に近年は、平成18年度の県福祉医療費助成制度の改正等を背景に、手帳所持者が急激に増加しています。その結果、平成25年度の手帳所持者数は、平成15年度の約4.3倍に増加しております。

障害等級別の推移 (H5~H25年度)



(単位:人、%、各年度末現在)

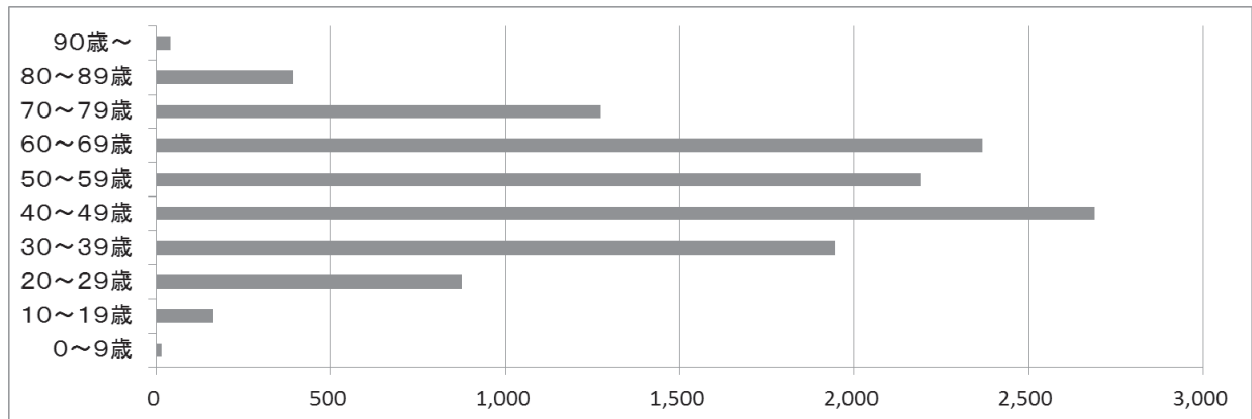
	H7		H10		H15		H20		H25	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
1 級	50	32.1	503	26.1	465	16.7	2,119	26.6	3,213	26.9
2 級	79	50.6	1,052	54.7	1,612	58.1	4,706	59.0	7,268	60.8
3 級	27	17.3	370	19.2	699	25.2	1,145	14.4	1,475	12.3
合 計	156	100.0	1,925	100.0	2,776	100.0	7,970	100.0	11,956	100.0



② 年齢階層別

年齢階層別に見ると、40歳代が最も多く、次いで60歳代、50歳代の順となっており、中高年層に多いことがうかがえます。

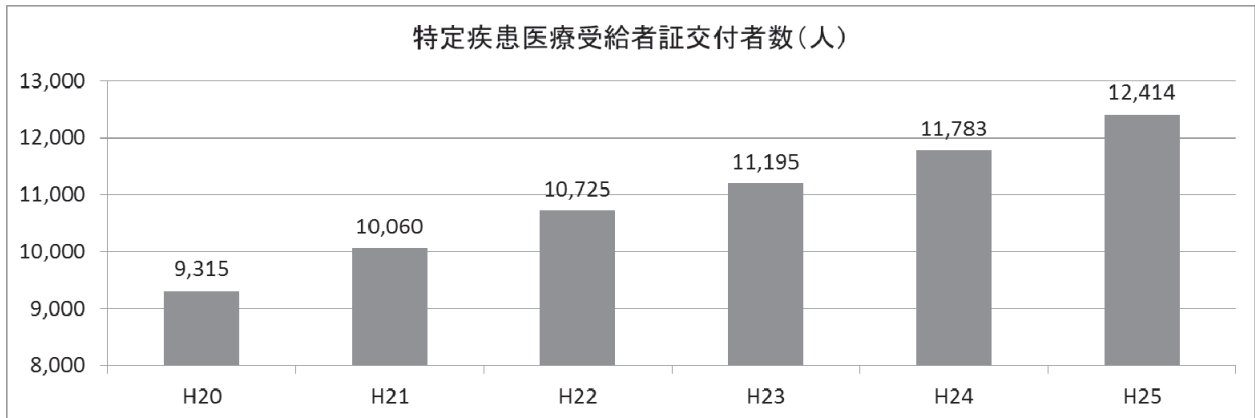
精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別分布（平成26年3月末現在、人）



(4) 難病患者

障害者総合支援法の施行により、身体障害者手帳の有無にかかわらず、難病患者も障害福祉サービス等を利用することが可能となりました。また、平成27年1月からは、法の対象となる難病等が151疾病に拡大されています。

また、特定疾患医療受給者証交付者数は年々増加しています。平成25年度末の所持者数は12,414人となっており、平成20年度末の9,315人の約1.3倍になっています。



障害者総合支援法の対象となる疾病（平成27年1月1日現在）

1	IgA腎症	52	ゴナドトロピン分泌亢進症	102	TNF受容体関連周期性症候群
2	亜急性性硬化性全脳炎	53	混合性結合組織病	103	天疱瘡
3	アジソン病	54	再生不良性貧血	104	特発性拡張型心筋症
4	アミロイドーシス	55	再発性多発軟骨炎	105	特発性間質性肺炎
5	ウルリッヒ病	56	サルコイドーシス	106	特発性基底核石灰化症
6	HTLV-1関連脊髄症	57	シェーグレン症候群	107	特発性血小板減少性紫斑病
7	ADH分泌異常症	58	CFC症候群	108	特発性血栓症
8	遠位型ミオパチー	59	色素性乾皮症	109	特発性大腿骨頭壊死症
9	黄色靭帯骨化症	60	自己貪食空胞性ミオパチー	110	特発性門脈圧亢進症
10	潰瘍性大腸炎	61	自己免疫性肝炎	111	特発性両側性感音難聴
11	下垂体前葉機能低下症	62	自己免疫性溶血性貧血	112	突発性難聴
12	加齢性黄斑変性症	63	視神経症	113	難治性ネフローゼ症候群
13	肝外門脈閉塞症	64	若年性肺気腫	114	膿疱性乾癬
14	関節リウマチ	65	シャルコー・マリー・トゥース病	115	嚢胞性線維症
15	肝内結石症	66	重症筋無力症	116	パーキンソン病
16	偽性低アルドステロン症	67	シュワルツ・ヤンベル症候群	117	バージャー病
17	偽性副甲状腺機能低下症	68	神経性過食症	118	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
18	球脊髄性筋萎縮症	69	神経性食欲不振症	119	肺動脈性肺高血圧症

第2章 障がい者及び障がい者を取り巻く施策の動向

19	急速進行性糸球体腎炎	70	神経線維腫症	120	肺胞低換気症候群
20	強皮症	71	神経有棘赤血球症	121	バッド・キアリ症候群
21	巨細胞性動脈炎	72	進行性核上性麻痺	122	ハンチントン病
22	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	73	進行性骨化性線維形成異常症	123	汎発性特発性骨増殖症
23	ギラン・バレー症候群	74	進行性多巣性白質脳症	124	肥大型心筋症
24	筋萎縮性側索硬化症	75	スティーヴンス・ジョンソン症候群	125	ビタミンD依存症二型
25	クッシング病	76	スモン	126	非典型型溶血性尿毒症症候群
26	クリオピリン関連周期熱症候群	77	正常圧水頭症	127	皮膚筋炎／多発性筋炎
27	グルココルチコイド抵抗症	78	成人スチル病	128	びまん性汎細気管支炎
28	クロウ・深瀬症候群	79	成長ホルモン分泌亢進症	129	肥満低換気症候群
29	クローン病	80	脊髓空洞症	130	表皮水疱症
30	結節性硬化症	81	脊髓小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	131	フィッシャー症候群
31	結節性多発動脈炎	82	脊髓性筋萎縮症	132	封入体筋炎
32	血栓性血小板減少性紫斑病	83	全身型若年性特発性関節炎	133	ブラウ症候群
33	原発性アルドステロン症	84	全身性エリテマトーデス	134	プリオン病
34	原発性硬化性胆管炎	85	先天性QT延長症候群	135	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)
35	原発性高脂血症	86	先天性魚鱗癬様紅皮症	136	ベスレムミオパシー
36	原発性側索硬化症	87	先天性筋無力症候群	137	ベーチェット病
37	原発性胆汁性肝硬変	88	先天性副腎低形成症	138	ベルオキシソーム病
38	原発性免疫不全症候群	89	先天性副腎皮質酵素欠損症	139	発作性夜間ヘモグロビン尿症
39	顕微鏡的多発血管炎	90	大脳皮質基底核変性症	140	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／ 多巣性運動ニューロパシー
40	硬化性萎縮性苔癬	91	高安静脈炎	141	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
41	好酸球性筋膜炎	92	多系統萎縮症	142	慢性膝炎
42	好酸球性消化管疾患	93	多発血管炎性肉芽腫症	143	慢性特発性偽性腸閉塞症
43	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	94	多発性硬化症／視神経脊髄炎	144	ミトコンドリア病
44	後縦靭帯骨化症	95	多発性嚢胞腎	145	メニエール病
45	甲状腺ホルモン不応症	96	遅発性内リンパ水腫	146	網膜色素変性症
46	拘束型心筋症	97	チャージ症候群	147	もやもや病
47	広範脊柱管狭窄症	98	中毒性表皮壊死症	148	ライソゾーム病
48	抗リン脂質抗体症候群	99	腸管神経節細胞僅少症	149	ランゲルハンス細胞組織球症
49	コステロ症候群	100	TSH受容体異常症	150	リンパ脈管筋腫症
50	骨髄異形成症候群	101	TSH分泌亢進症	151	ルビンシュタイン・テイビ症候群
51	骨髄線維症				

## 2 障がい者を取り巻く施策の動向

近年、障がい者施策は大きな転換期を迎えており、重要な制度改革や基本的な考え方の見直しが行われています。

### (1) 国の障害者基本計画

国においては、平成5年に「障害者対策に関する新長期計画」(平成5年度～14年度)を、平成14年には、平成5年に改正された障害者基本法に基づく「障害者基本計画」を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の下、障がい者施策を推進してきました。

また、この間における障害者権利条約締結に向けた取組みや有識者等の意見を踏まえ、「障害者基本計画(第3次)」(平成25年度～29年度)を策定しました。

「障害者基本計画(第3次)」においては、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

### (2) 障害者総合支援法の施行

平成15年4月、行政がサービスの内容と事業者を決めていた従来の措置制度から、障がい者が自らサービスを選定し、サービス提供事業者と契約する利用者本位の支援費制度に移行しました。

これにより、居宅介護サービス等の利用者が大幅に増加しましたが、一方では身体障がい、知的障がい、精神障がいといった障がい種別ごとにサービスが提供されていることや、地域ごとのサービスに格差があることなどが政策課題となっておりました。

こうした課題に対応するため、障害者自立支援法が平成18年4月に施行されました。障害者自立支援法では、制度面においては、これまで身体、知的、精神の障がい別に進めてきた施策体系を、障がいや年齢、疾病を問わず支援する、また、サービスの提供体制が県と市町村とで別々であったものを、市町村が中心となって一元的に支援する体系に改める、また、福祉サービス等の費用について国の財政責任を明確化し、義務的に負担する仕組みとすることなどを基本としました。

同時に、障害福祉サービスに係る利用者負担については、従来の所得に応じた「応能負担」から、サービス量と所得に応じた「応益負担」に改め、サービス量に応じて1割の自己負担を求めました。これは、サービス利用の多寡による障がい者間の公平や、障がい者自らも制度を支えることによる制度運営の効率性と安定性の確保を目指したものでした。

さらに、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に難病等を加え、

障害福祉サービスの対象を拡大するとともに、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業を追加するなどの見直しが行われ、障害者総合支援法として、平成25年4月に施行されました。

### (3) 障害者虐待防止法の施行

平成23年6月に障害者虐待防止法が成立し、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待防止のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務が課されました。

### (4) 障害者雇用促進法の改正

平成25年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」が改正され、精神障がい者についても、身体障がい者、知的障がい者に加え、法定雇用率の算定基礎に加えられることとなります。（平成30年4月施行）

また、雇用における障がい者に対する差別的取扱いの禁止などが規定されました。（平成28年4月施行）

### (5) 障害者優先調達推進法の施行

障害者優先調達推進法が平成25年4月に施行となり、国や地方公共団体は物品や役務の調達にあたって、障害者就労施設等から優先的に調達するよう努めることとされました。

### (6) 障害者差別解消法の成立

平成25年6月に障害者差別解消法が成立しました。この法律は、障害者基本法第4条に規定された「差別の禁止」をより具体的に規定し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めたものであり、「障がいを理由とする差別的取扱いの禁止」「障がいのある人に対する合理的配慮の不提供の禁止」「差別の解消につながるような啓発や情報収集」などが規定されています。（平成28年4月施行）

### (7) 障害者権利条約の批准

日本は平成26年1月に障害者権利条約を批准しました。この条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定しています。

